

野田市移動教室用自動車使用規則を廃止する規則をここ
に公布する。

令和8年1月6日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野田市教育委員会規則第2号

野田市移動教室用自動車使用規則を廃止する規則

野田市移動教室用自動車使用規則（昭和50年野田市教育委員会規則第1号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。